

「まちみらいニュース」広告掲載取扱要領

平成19年 4月 1日

改正 平成26年10月10日

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 3年 1月14日

（目的）

第1条 この要領は、公益財団法人まちみらい千代田広告取扱要綱第6条及び第14条に基づき、「まちみらいニュース」に掲載する有料広告の取扱について、必要な事項を定めることを目的とする。

（広告の募集）

第2条 掲載する広告の募集は、広告の規格及び掲載料を示して行うものとする。

（広告の規格および掲載料）

第3条 広告の規格および掲載料は原則として次のとおりとする。

種別	規格（縦×横 mm）	掲載ページ指定箇所	刷色	掲載料	法人賛助会員 掲載料
1号広告	89.5×245	広告欄（下2段）全面	4色	12万円	6万円
2号広告	89.5×120	広告欄（下2段）1/2面	4色	6万円	3万円
3号広告	42.5×120	広告欄（下1段）1/2面	4色	3万円	1万5千円

* 広告欄は、毎月（広報千代田20日号に折込）の「まちみらいニュース」2頁目を予定。

* 新規に入会した法人賛助会員は、初回の掲載料を無料とする。

（広告の内容）

第4条 公益財団法人まちみらい千代田印刷物広告掲載取扱要綱第3条に規定する「掲載できる広告の内容」の取り扱いについては、以下のとおりとする。

（1）飲食店については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの以外は掲載可能とする。

（2）医療、整体、鍼灸、あんま、マッサージ、健康食品等については、厚生労働省の定める範囲内の内容とする。

（3）公益財団法人まちみらい千代田印刷物広告掲載取扱要綱第3条第1項の5に規定する、掲載が適当でない広告については、まちみらいニュースが子どもから大人まで幅広い読者がいるため、次の広告を定める。

①消費者金融

（4）その他、特殊な業種の広告掲載については、事前の調査を行い掲載の可否を決定する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月20日から施行する。